

26/3期CO₂排出量データ

CO₂排出量

当社は、エネルギーのラストワンマイルを担う企業として、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めています。26/3期における当社バリューチェーン全体のCO₂排出量は290.0万t-CO₂となり、お客さま数および電気販売量が順調に増加したことに伴い、前期比で微増となりました。同時に、電源の非化石証書活用や省エネ型ガス機器の普及を通じてCO₂排出量の削減施策を継続しています。

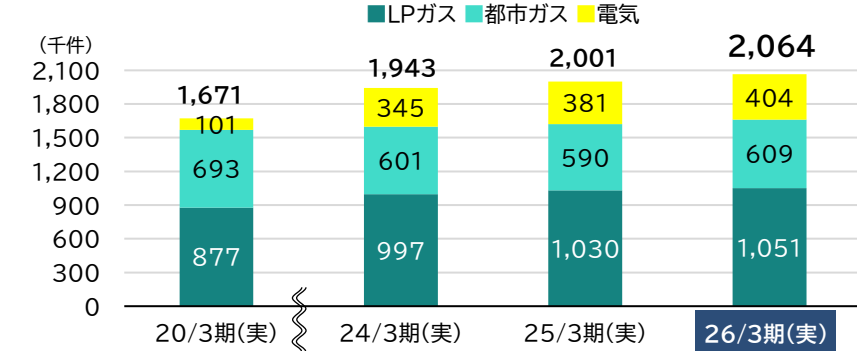
今後も顧客基盤の拡大と事業成長を図りながら、電気とガスの垣根を越えた省エネ・高効率なエネルギーの提案を通じて、電力システムの安定化や自然災害リスクの軽減に貢献し、当社グループのマテリアリティとして定める脱炭素社会への対応を具体化していきます。お客さま先のエネルギー利用を最適化し、地域社会全体へ拡張していくことで、2050年までのネットゼロを目指します。

単位: 万t-CO ₂	20/3期	24/3期	25/3期	26/3期
総CO ₂ 排出量	243.4	290.5	282.6	290.0
Scope1	1.4	1.3	1.4	1.4★
Scope2 (マーケット基準)*	0.3	0.2	0.2	0.2★
Scope2 (ロケーション基準)*	0.3	0.2	0.2	0.2
Scope3	241.7	289.0	281.0	288.4★
うち、カテゴリ1	44.9	42.6	42.1	42.1★
うち、カテゴリ2	1.8	1.1	1.6	1.4★
うち、カテゴリ3	18.7	77.5	71.8	79.4★
うち、カテゴリ11	176.4	167.8	165.6	165.4★

*Scope2(マーケット基準):当社が契約している電力会社の排出係数を用いて算定した排出量
*Scope2(ロケーション基準):国内の平均的な排出係数を用いて算定した排出量

本資料上のCO₂排出量および世帯あたりCO₂排出量における★マークの指標は、第三者機関であるKPMGあずさサステナビリティ株式会社による保証を受けており、「第三者保証報告書」P.2に掲載しています。

◆お客さま件数の推移



世帯あたりCO₂排出量

当社は、31/3期までを目途に世帯あたりCO₂排出量の20/3期比半減を目指しています。世帯あたり排出量は、エネルギーの最適利用に向けたソリューション提供という経営戦略の進展を示す指標であり、企業価値の向上に繋がるものでもあります。

26/3期の世帯あたりCO₂排出量は、2.7t-CO₂と25/3期並みとなり、目標の基準年である20/3期の4.3t-CO₂と比較して大きく減少しています。31/3期目標の達成に向けた進捗率は約80%となっており、これはハイブリッド給湯器などの省エネ型ガス機器の販売が順調に拡大したことによるものです。

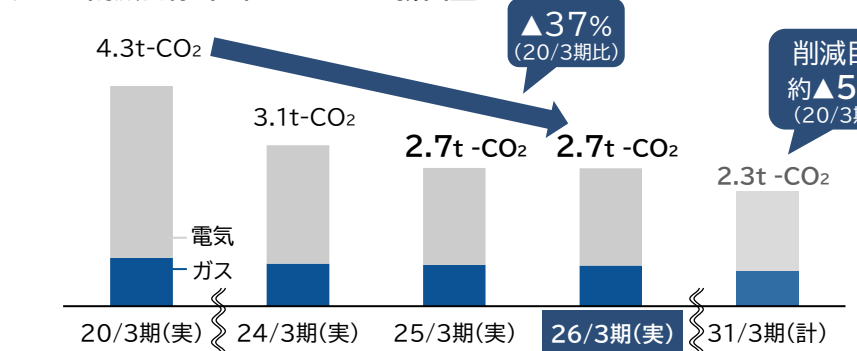
今後も販売したソリューション機器をデジタルで繋いで需給をコントロールし、当社のガス・電気をセットで契約いただいているお客さま先のエネルギー利用を最適化することで世帯あたりCO₂排出量の削減を実現していきます。

単位: t-CO ₂	20/3期	24/3期	25/3期	26/3期	31/3期
ニチガスのガス(LPガス)と電気を使用した場合の世帯あたりCO ₂ 排出量	4.3	3.1	2.7	2.7★	2.3

総CO₂排出量と世帯あたりCO₂排出量のバウンダリー(集計対象会社):
・日本瓦斯株式会社 ・株式会社エナジー宇宙 ・株式会社雲の宇宙船
・株式会社エナトラ ・日本瓦斯工事株式会社

- ◆算定基準
- ・Scope1:燃料のCO₂排出係数や単位発電量は地球温暖化対策推進法の係数を使用
 - ・Scope2(マーケット基準):電力のCO₂排出係数は電気事業者別排出係数(基礎排出係数)を使用
 - ・Scope2(ロケーション基準):電力のCO₂排出係数は電気事業者別排出係数(全国平均係数)を使用
 - ・Scope3:各排出原単位は地球温暖化対策推進法の係数ほか、環境省「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース(Ver.3.6)」から引用。カテゴリ3の「購入した燃料の排出原単位」は、国立研究開発法人産業技術総合研究所、一般社団法人サステナブル経営推進機構発行のIDEA Ver.2.3から引用。
- ・ニチガスのガス(LPガス)と電気を使用した場合の世帯あたりCO₂排出量:
- LPガスの世帯あたりCO₂排出量:LPガス販売量×LPガスCO₂排出係数/LPガスお客さま数
- 電気の世界あたりCO₂排出量:電気販売量×電力CO₂排出係数/電気お客さま数
- ・温室効果ガス排出量の定量化は、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的な不確実性にさらされています。

◆CO₂削減目標:世帯あたりCO₂排出量



26/3期CO₂排出量データ

第三者保証報告書

独立業務実施者の限定的保証報告書

2026年7月31日

日本瓦斯株式会社
代表取締役社長執行役員 柏谷邦彦 殿

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
東京事務所
業務責任者 森 部 裕 次

結論

当社は、日本瓦斯株式会社(以下「会社」という。)(「26/3期CO₂排出量データ」に含まれる2025年4月1日から2026年3月31日までの期間の★マークの付されている環境パフォーマンス指標(以下「主題情報」という。)(が、26/3期CO₂排出量データに記載されている会社が定めた主題情報の作成規程(以下「会社の定める規程」という。))に準拠して作成されているかどうかについて限定的保証業務を実施した。実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題情報が会社の定める規程に準拠して作成されていると信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

結論の根拠

当社は、国際監査・保証基準審議会(IAASB)が公表した国際保証業務基準(ISAIE)3000(改訂)「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISAIE3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」に準拠して業務を実施した。同基準における当社の責任は、本報告書の「業務実施者の責任」に記載されている。

当社は、国際会計士倫理基準審議会(IESBA)が公表した「職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。))」に定められる独立性及びその他の職業倫理に関する規定に準拠している。

当社は、IAASBが公表した国際品質マネジメント基準(ISQM)第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」を適用している。同基準は、職業倫理に関する規定、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び適用することを事務所に對して要求している。

当社は、結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

当社の主題情報に対する結論の対象には、主題情報及びその保証報告書以外の情報(以下「その他の記載内容」という。))は含まれない。当社はその他の記載内容を過読したが、追加的な手続は実施していない。また、当社はその他の記載内容に対して結論を表明するものではない。

主題情報に責任を負う者の責任

会社の経営者は、以下に対する責任を有する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない主題情報の作成に関連する内部統制を整備及び運用すること
- ・主題情報の作成に適合する規程を選択又は策定し、使用した規程を適切に参照又は説明すること
- ・会社の定める規程に準拠して主題情報を作成すること

主題情報の測定又は評価における固有の限界

26/3期CO₂排出量データの「◆算定基準」に記載されているように、温室効果ガス排出量の定量化は、活動量データの測定、及び排出係数の決定に関する不確実性並びに地球温暖化係数の決定に関する科学的不確実性にさらされている。

したがって、経営者が、許容可能な範囲で異なる測定方法、活動量、排出係数、仮定を選択した場合、報告される値が重要な程度に異なる可能性がある。

業務実施者の責任

業務実施者は、以下に対する責任を有する。

- ・主題情報に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて限定的保証を得るために業務を計画し実施すること
- ・実施した手続及び入手した証拠に基づき、独立の立場から結論を形成すること
- ・経営者に対して結論を報告すること
- 当社は、業務の遂行を通じて、職業的専門家としての判断を行ない、職業的専門家としての懐疑心を保持した。当社は、主題情報に関して結論の基礎となる十分かつ適切な証拠を入手するための手続を立案し、実施した。選択した手続は、主題情報及びその他の業務環境に関する当社の理解と、重要な虚偽表示が生じやすい領域の検討に基づいている。業務を実施するに当たり、当社は主に以下の手続を行った。
- ・主題情報の作成に適用される規程の妥当性の評価
- ・会社の担当者に対する、主題情報の作成に関連する主要なプロセス、システム、及び内部統制についての質問
- ・分析的手続(傾向分析を含む。)の実施
- ・重要な虚偽表示リスクの識別・評価
- ・リスク評価の結果に基づき選定した株式会社エナジー宇宙 千葉工場における現地往査
- ・主題情報に含まれる数値情報についてサンプルベースによる再計算の実施
- ・抽出したサンプルに関する入手した証拠との突合
- ・主題情報が会社の定める規程に従って表示されているかどうかの評価
- 限定的保証業務で実施される手続の種類と時期には幅があり、合理的保証業務に比べて手続の範囲が限定されている。したがって、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されていれば得られたであろう保証水準よりも低い。

以上

※上記は保証報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社およびKPMGあずさサステナビリティ株式会社がそれぞれ別途保管しています。
★マークの指標は、第三者機関であるKPMGあずさサステナビリティ株式会社による保証を受けています。

<第三者保証の対象となる指標>

- ・Scope1:ガスの配送・営業車両走行・自社のガス使用
- ・Scope2(マーケット基準):自社の電気使用
- ・Scope3(カテゴリ1、2、3、11と、4つのカテゴリの合計):
都市ガス導管増設・エネルギー調達・お客さま先でのガス使用など
- ・ニチガスのガス(LPガス)と電気を使用した場合の世帯あたりCO₂排出量